

令和 4 年度 第 2 回

立木公売

日 時 令和4年 6月 27日（月）

入札開始 午後 1 時 30分

締 切 午後 1 時 35分

場 所 会津森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

会 津 森 林 管 理 署

〒965-8550 会津若松市追手町 5番 22号

TEL 0242 (27) 3270 ・FAX 0242 (27) 3272

公 売 公 告

令和4年6月8日

分任契約担当官

会津森林管理署長 中島 勇雄

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年6月27日（月）

入札開始 13時30分

締切 13時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

会津森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒965-8550

福島県会津若松市追手町5-22 会津森林管理署

（2）到着期限 6月24日（金） 17時00分必着。

***上記の期限以後、到着したものは、無効とします。**

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、**入札書の日付は令和4年6月27日として下さい。**

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙 1 - 2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙 2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙 3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が 2 名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和 4 年 6 月 3 0 日(木)までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して 2 0 日以内とします。

1 2 代金の延納

(1) 1 件の売払契約代金が 1 5 0 万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.59%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を会津森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を会津森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：会津森林管理署又は会津森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：会津森林管理署で閲覧して下さい。

会津森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/aizu/index.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、会津森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成 26 年 12 月 17 日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し 0.50 μ Sv/h 以下であること、また、0.50 μ Sv/h 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が 6,400Bq/kg 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙 4 に示すとおりです。

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

会津森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 0242-27-3270 FAX 番号 0242-27-3272

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 （例）

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等に委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3
- 4 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理(署・支署・事務所)長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。

代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線率

物件番号	① 空間線量率 (μ Sv/h)	② 樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③ 測定日	備 考
1	0.09	—	R3.11.1	375 林班わ 1 小班 1.35 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
1	0.10	—	R3.10.25	375 林班そ 1 小班 1.70 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
1	0.10	—	R3.10.28	375 林班つ 1 小班 2.36 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
2	0.10	—	R3.9.15	381 林班ろ 1 小班 3.62 ha 1～2 伐区 測定点数 11 点 (空間線量率)
3	0.15	—	R3.11.2	20 林班い 1 小班 3.58 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
3	0.14	—	R3.11.2	20 林班ろ 1 小班 5.09 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
3	0.14	—	R3.11.2	20 林班は 1 小班 2.78 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
3	0.14	—	R3.11.2	20 林班に 1 小班 5.42 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)

注 1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注 2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/h 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

入札物件一覧表

物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林	林小班	林齢 (約)	保安林 指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
1	小野川 (檜原)	北塩原村	三ノ森	375わ1	67	有	スギ	1.35	—	1,117.50	皆伐	
				375そ	66	有	スギ外	1.70	—	1,150.92	皆伐	
				375つ	68	有	スギ外	2.36	—	846.29	皆伐	
計								5.41	—	3,114.71		
物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林	林小班	林齢 (約)	保安林 指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
2	小野川	北塩原村	桜峠	381ろ	61	無	スギ外	1.97	1,106	753.37	複層伐	伐区1
				381ろ	61	無	スギ外	1.65	897	685.70	複層伐	伐区2
計								3.62	2,003	1,439.07		
3	猪苗代 (中ノ沢)	猪苗代町	吾妻官造	20い	64	無	スギ、カラマツ外	3.58	—	2,039.76	皆伐	官行造林
				20ろ	67	無	スギ、カラマツ外	5.09	—	5,152.37	皆伐	官行造林
				20は	66	無	スギ、カラマツ外	2.78	—	1,755.30	皆伐	官行造林
				20に	65	無	スギ、カラマツ外	5.42	—	2,760.61	皆伐	官行造林
計								16.87	—	11,708.04		

特 約 事 項

1. 買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出してください。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議してください。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めてください。なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示しており、間伐の場合は伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご注意ください。
2. 作業開始前に「立木販売箇所の作業計画届」を、必ず管轄森林事務所に提出してください。作業計画届提出後に、森林官が買受者を現地に案内し区域確認を行うことになります。また、作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施してください。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡してください。
3. 物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札してください。また、伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得てください。
4. 伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意してください。万一、不注意により損傷した場合には買受人の負担で復元していただきます。
5. 末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないでください。また、搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにしてください。
6. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出てください。また、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを、会津森林管理署に提出のうえ作業に着手してください。
7. 森林作業道作設にあたっては別紙特記仕様書のとおりに従ってください。
8. 1号及び3号物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量などとなります。入札にあたりましては現物熟覧により入札をお願いします。
9. 1号物件は保安林に指定されていますので、森林法の制限を受けます。保安林内で搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請してください。なお申請後に許可区域外での搬出路の作設は認められませんのでご注意ください。
10. 3号物件は「官行造林」のため収益分収となります。国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、官行造林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の口座へ振込となります。なお、振込手数料は買受け者の負担となります。

その他、現地案内時に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項には従って下さい。

特記仕様書（森林作業道）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行

うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

現地案内について

令和4年6月27日施行の第2回立木資格付一般競争入札の現地案内を下記の日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集下さい。

記

現地案内日程

売払番号	案 内 日 時	集合場所	案内者
1～2	令和4年6月16日（木） 9時30分 集合	北塩原村役場駐 車場	首席森林官 奥田 康弘
3	令和4年6月17日（金） 10時00分 集合	ローソン猪苗代 三郷店駐車場	首席森林官 川内 敏郎

現地案内等について、お尋ねの点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせいたします。

連 絡 先

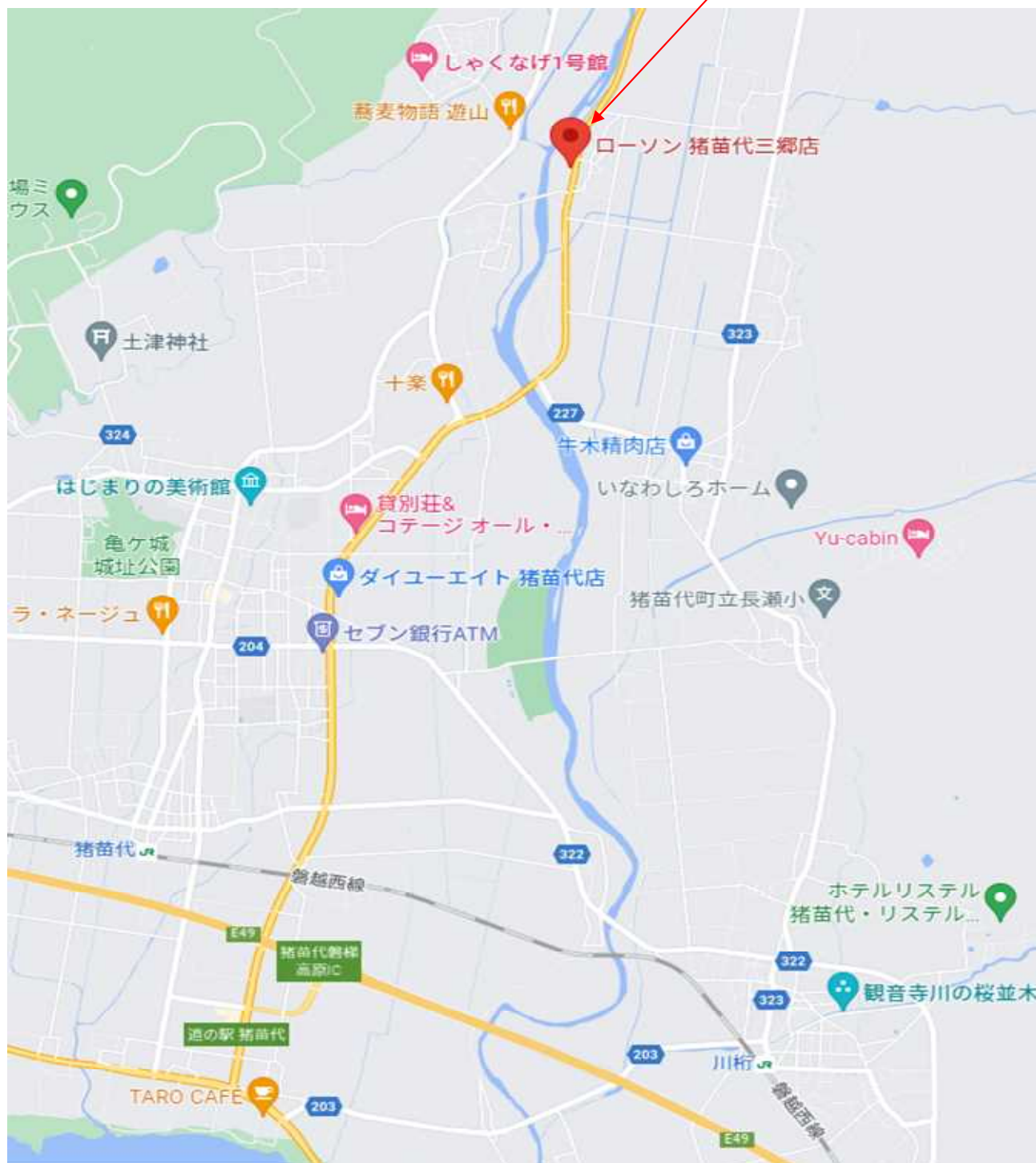
会 津 森 林 管 理 署	会津若松市追手町5-22 TEL 0242-27-3270
小 野 川 森 林 事 務 所	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093-496 TEL 0241-32-2242
猪 苗 代 森 林 事 務 所	耶麻郡猪苗代町字葉山7105-597 TEL 0242-62-3269

令和4年6月16日(木) 9時30分集合





集合場所：ローソン猪苗代三郷店
福島県耶麻郡猪苗代町三郷西河原213
令和4年6月17日(金) 10時00分集合



売 払 番 号 1 号 物 件 内 訳 書 (1 - 1)

1 物件所在地		3 面 積		1.35 ha	
耶麻郡北塩原村大字大塩字三ノ森国有林		4 林 令		約 67 年生	
375林班 わ1小班		5 搬出期間		36 ヶ月	
2 伐 採 種		皆伐		6 空間線量	0.09 μSv/h
本物件は、標準地調査法により調査しております。					
標準地内立木調査結果					
スギ 生立木 一般材					
径級 (cm)	樹高	本数 (本)	材積 (m³)		
36	23	1	1.080		
36	24	1	1.130		
44	25	2	3.300		
46	24	1	1.690		
48	25	2	3.800		
50	26	1	2.130		
52	25	1	2.170		
52	26	1	2.270		
56	26	1	2.560		
計		11	20.130		
総材積		679.400			
スギ 生立木 低質材					
14	14	2	0.220		
16	15	1	0.160		
18	15	1	0.190		
26	22	1	0.580		
28	23	1	0.690		
34	23	1	0.980		
44	24	1	1.570		
46	25	1	1.780		
48	25	1	1.900		
50	25	1	2.040		
60	26	1	2.870		
計		12	12.980		
総材積		438.100			
総材積 N計		1117.500		区域標準地面積 (ha)	0.040
				区域面積 (ha)	1.350
				総材積計 (m³)	1117.500

入 札 筆 記		入札枚数 (枚)	
順 位	氏 名	金 額	
3			
2			
1			

売 払 番 号 1 号 物 件 内 訳 書 (1－2)

1 物件所在地				3 面 積		1.70 ha	
耶麻郡北塩原村大字大塩字三ノ森国有林				4 林 令		約 66 年生	
375林班 そ小班				5 搬出期間		36 ヶ月	
2 伐 採 種		皆伐		6 空間線量		0.10μSv/h	
本物件は、標準地調査法により調査しております。							
標準地内立木調査結果							
スギ 生立木 一般材				低質材L 生立木 低質材			
径級(cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	10	6	1	0.020
28	24	1	0.730	14	7	1	0.050
42	25	2	3.060	計		2	0.070
42	26	2	3.200	総材積			2.980
44	25	2	3.300	総材積 L計			2.980
44	26	1	1.730				
46	26	2	3.720				
46	27	1	1.940				
48	27	1	2.080				
計		12	19.760				
総材積			839.810				
スギ 生立木 低質材							
30	18	1	0.600				
34	18	1	0.740				
36	19	1	0.860				
38	19	2	1.880				
40	20	2	2.180				
計		7	6.260				
総材積			266.050				
カラマツ 生立木 低質材							
38	19	1	0.990				
計		1	0.990				
総材積			42.080				
総材積 N計			1147.940				
				区域標準地面積(ha)		0.040	
				区域面積(ha)		1.700	
				総材積計(m³)		1150.920	

売 払 番 号 1 号 物 件 内 訳 書 (1 - 3)

1 物件所在地				3 面 積		2.36 ha	
耶麻郡北塩原村大字大塩字三ノ森国有林				4 林 令		約 68 年生	
375林班 つ小班				5 搬出期間		36 ヶ月	
2 伐 採 種		皆伐		6 空間線量		0.10μSv/h	
本物件は、標準地調査法により調査しております。							
標準地内立木調査結果							
スギ 生立木 一般材				低質材L 生立木 低質材			
径級(cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	8	7	1	0.020
28	22	1	0.660	16	14	1	0.130
28	23	1	0.690	計		2	0.150
30	22	2	1.500	総材積			7.080
32	22	1	0.850	総材積 L計			7.080
34	22	1	0.930				
34	23	2	1.960				
34	24	2	2.060				
36	24	1	1.130				
38	24	1	1.240				
40	25	2	2.820				
計		14	13.840				
総材積			653.250				
スギ 生立木 低質材							
22	21	1	0.410				
24	21	1	0.470				
42	25	2	3.060				
計		4	3.940				
総材積			185.960				
総材積 N計			839.210				
				区域標準地面積(ha)		0.050	
				区域面積(ha)		2.360	
				総材積計(m³)		846.290	

1号物件 広域図

山形県
米沢市

1号物件

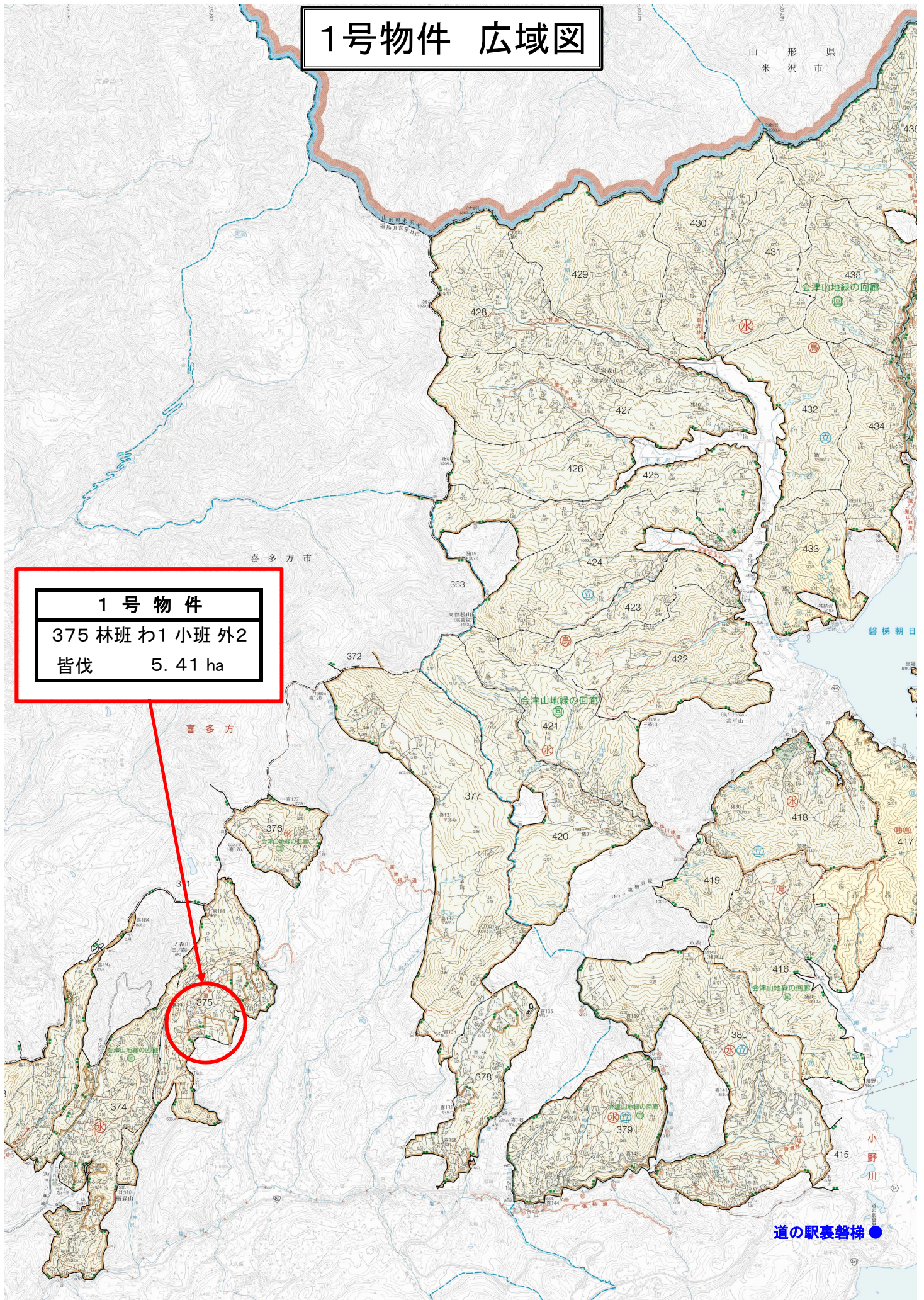
375 林班わ1 小班外2

皆伐 5.41 ha

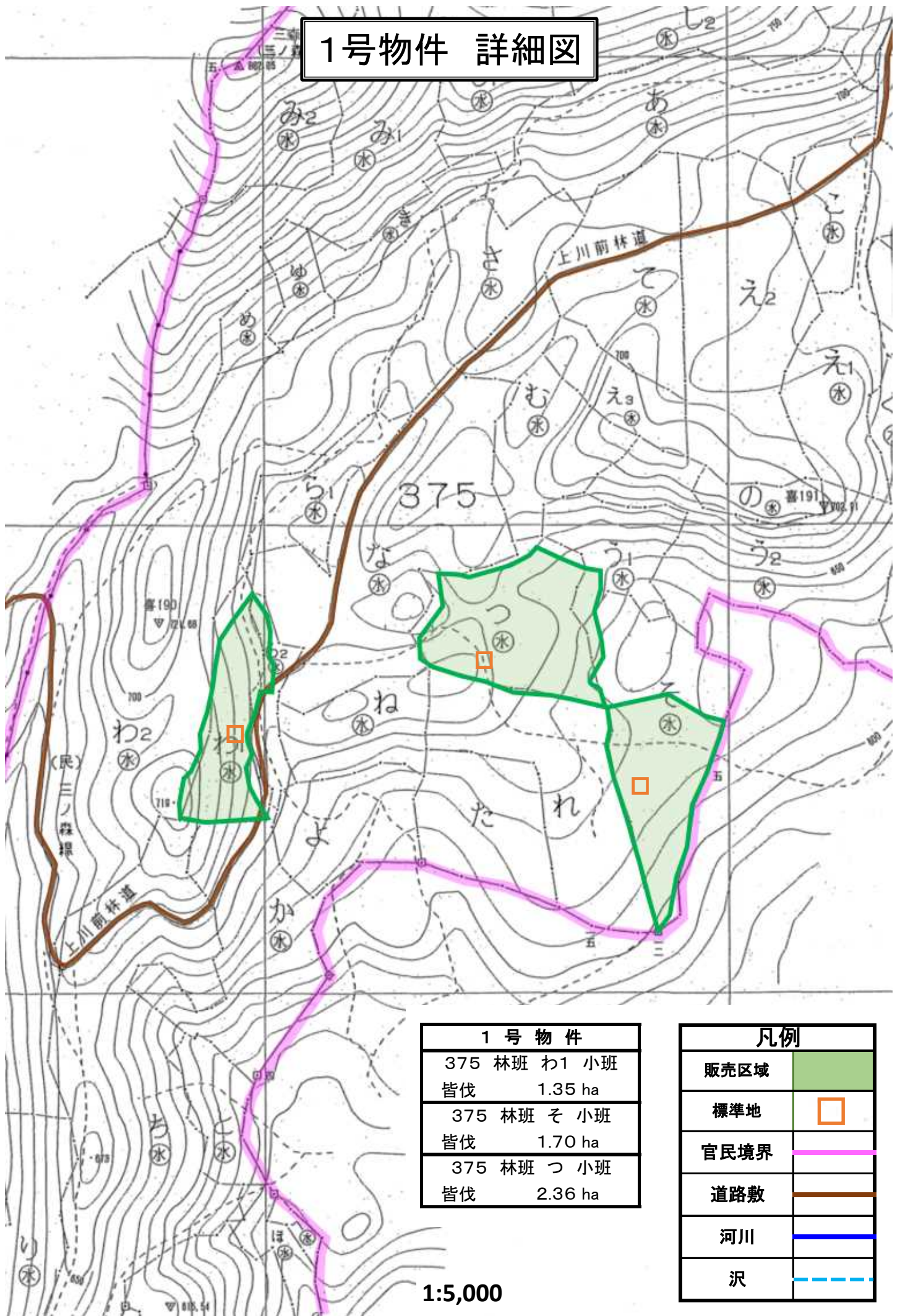
喜多方

375

道の駅裏磐梯 ●



1号物件 詳細図



1号物件	
375 林班 わ1 小班 皆伐	1.35 ha
375 林班 そ 小班 皆伐	1.70 ha
375 林班 つ 小班 皆伐	2.36 ha

凡例	
販売区域	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

1:5,000

売 払 番 号 2 号 物 件 内 訳 書 (集計)

1 物件所在地 耶麻郡北塩原村大字大塩字桜峠国有林 381林班 ろ小班 1伐区、2伐区 2 伐採種 複層伐					3 面 積 3.62 ha 4 林 令 約 61 年生 5 搬出期間 36 ヶ月 6 空間線量 0.10 μSv/h					
樹 種	種 別	類 別	本数 (本)	材積 (m³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	826	840.70	スギ					
	被害木	獣害木	166	204.58	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
ヒノキ	生立木	一般材	5	4.10	16	9	2			
カラマツ	生立木	一般材	1	1.36	18	11	2			
アカマツ	生立木	一般材	1	0.94	20	13	11			
N 計			999	1,051.68	22	14	15			
サワグルミ	生立木	一般材	2	2.43	24	16	25			
ホオノキ	生立木	一般材	10	6.14	26	17	26			
シナノキ	生立木	一般材	1	0.81	28	18	25			
L 計			13	9.38	30	19	50			
一般材計			1,012	1,061.06	32	20	66			
					34	20	88			
スギ	生立木	低質材	387	183.10	36	20	85			
	被害木	獣害木	38	42.46	38	21	83			
ヒノキ	生立木	低質材	4	2.06	40	21	134			
アカマツ	生立木	低質材	8	6.83	42	22	66			
N 計			437	234.45	44	22	58			
低質材 L	生立木	低質材	554	143.56	46	23	37			
L 計			554	143.56	48	23	29			
低質材計			991	378.01	50	23	18			
					52	23	6			
合 計			2,003	1,439.07	計 826					

入 札 筆 記		入札枚数 (枚)
順 位	氏 名	金 額
3		
2		
1		

売 払 番 号 2 号 物 件 内 訳 書 (2-1)

1 物件所在地	3 面 積	1.97 ha
耶麻郡北塩原村大字大塩字桜峠国有林	4 林 令	約 61 年生
381林班 ろ小班 1伐区	5 搬出期間	36 ヶ月
2 伐採種	6 空間線量	0.10 μ Sv/h
複層伐		

樹 種	種 別	類 別	本数 (本)	材積 (m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	423	414.37	ス ギ					
	被害木	獣害木	93	113.64	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
ヒノキ	生立木	一般材	1	1.19	16	9	2			
N 計			517	529.20	18	11	1			
ホオノキ	生立木	一般材	5	2.22	20	13	6			
シナノキ	生立木	一般材	1	0.81	22	14	10			
L 計			6	3.03	24	16	11			
一般材計			523	532.23	26	17	17			
					28	18	13			
スギ	生立木	低質材	169	81.41	30	19	32			
	被害木	獣害木	32	35.67	32	20	32			
ヒノキ	生立木	低質材	2	1.39	34	20	50			
N 計			203	118.47	36	20	44			
低質材 L	生立木	低質材	380	102.67	38	21	48			
L 計			380	102.67	40	21	69			
低質材計			583	221.14	42	22	26			
					44	22	22			
					46	23	15			
					48	23	15			
					50	23	7			
					52	23	3			
合 計			1,106	753.37	計					423

売 払 番 号 2 号 物 件 内 訳 書 (2-2)

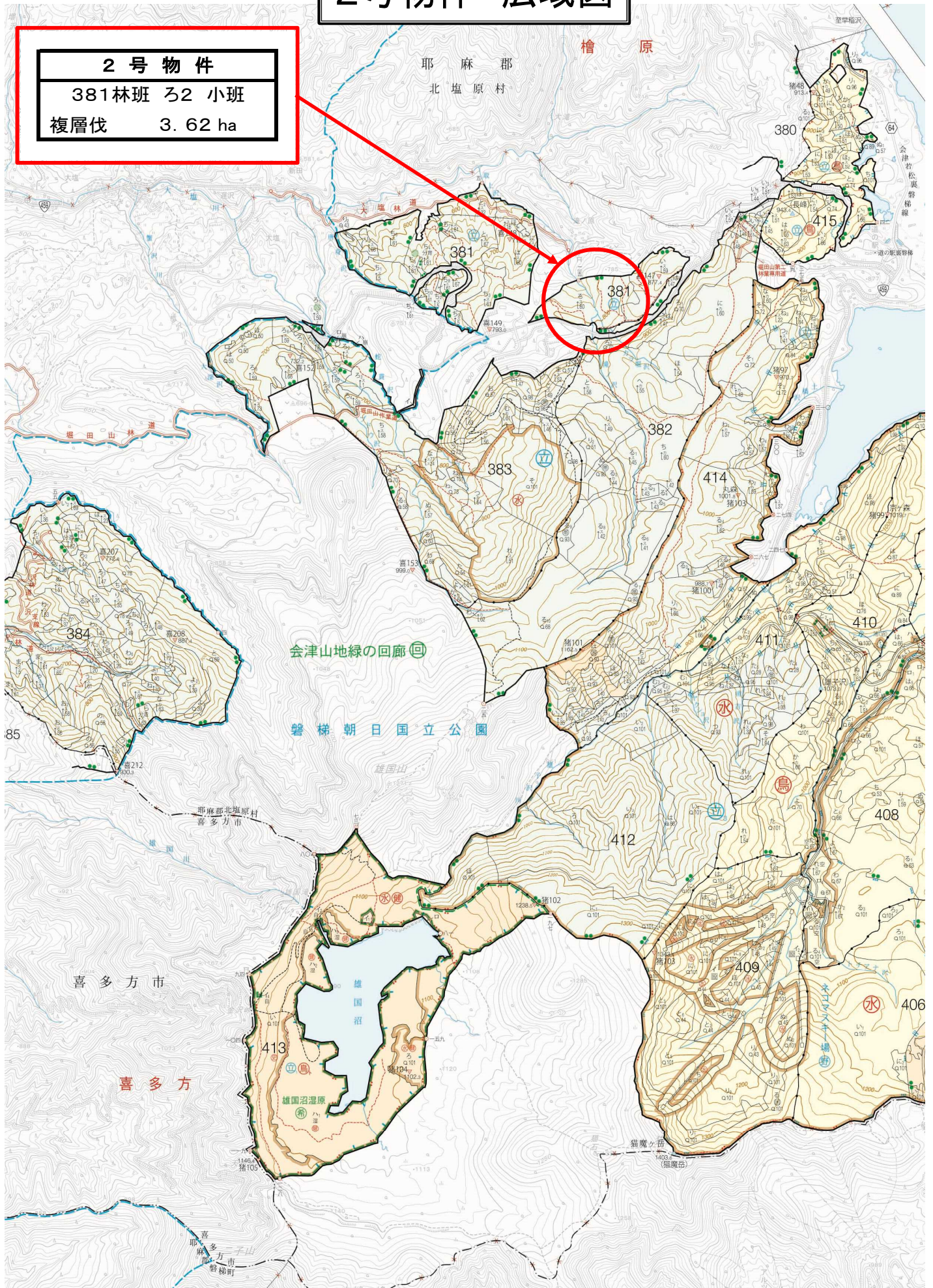
1 物件所在地 耶麻郡北塩原村大字大塩字桜峠国有林 381林班 ろ小班 2伐区					3 面 積 1.65 ha					
2 伐採種 複層伐					4 林 令 約 61 年生					
					5 搬出期間 36 ヶ月					
					6 空間線量 0.10 μSv/h					
樹 種	種 別	類 別	本数 (本)	材積 (m³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	403	426.33	スギ					
	被害木	獣害木	73	90.94	径級 (cm)	樹高	本数 (本)	径級 (cm)	樹高	本数 (本)
ヒノキ	生立木	一般材	4	2.91	18	11	1			
カラマツ	生立木	一般材	1	1.36	20	13	5			
アカマツ	生立木	一般材	1	0.94	22	14	5			
N 計			482	522.48	24	16	14			
サワグルミ	生立木	一般材	2	2.43	26	17	9			
ホオノキ	生立木	一般材	5	3.92	28	18	12			
L 計			7	6.35	30	19	18			
一般材計			489	528.83	32	20	34			
					34	20	38			
スギ	生立木	低質材	218	101.69	36	20	41			
	被害木	獣害木	6	6.79	38	21	35			
ヒノキ	生立木	低質材	2	0.67	40	21	65			
アカマツ	生立木	低質材	8	6.83	42	22	40			
N 計			234	115.98	44	22	36			
低質材 L	生立木	低質材	174	40.89	46	23	22			
L 計			174	40.89	48	23	14			
低質材計			408	156.87	50	23	11			
					52	23	3			
合 計			897	685.70	計					403

2号物件 広域図

2号物件

381林班 ろ2 小班

複層伐 3.62 ha



2号物件 詳細図

2号物件	
381林班 ろ 小班(1伐区)	
複層伐	1.97 ha
381林班 ろ 小班(2伐区)	
複層伐	1.65 ha

2伐区

1伐区

1:5,000

凡例

販売区域	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

売 払 番 号 3 号 物 件 内 訳 書 (3-1)

1 物件所在地				3 面 積				3.58 ha		
耶麻郡猪苗代町大字蚕養字大滝山乙3698番26				4 林 令				約 64 年生		
20林班 い小班（吾妻官行造林）				5 搬出期間				36 ヶ月		
2 伐 採 種				皆伐				6 空間線量		0.15 μSv/h
本物件は、標準地調査法により調査しております。										
標準地内立木調査結果										
スギ 生立木 一般材				低質材 L 生立木 低質材						
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)			
30	24	1	0.820	6	6	1	0.010			
計		1	0.820	6	7	7	0.070			
総材積			36.700	8	7	2	0.040			
カラマツ 生立木 一般材				8	8	4	0.080			
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	10	10	6	0.240			
24	21	4	1.920	10	11	1	0.040			
26	22	4	2.360	12	11	3	0.180			
28	22	3	2.040	12	12	4	0.240			
30	23	5	4.100	14	14	6	0.600			
32	23	6	5.520	16	15	2	0.280			
34	24	3	3.180	18	15	1	0.180			
36	24	1	1.170	20	16	1	0.230			
38	25	1	1.340	20	17	1	0.250			
40	25	4	5.720	20	18	2	0.520			
42	26	2	3.260	24	19	4	1.560			
44	26	1	1.760	26	20	1	0.480			
48	27	2	4.320	28	20	1	0.550			
計		36	36.690	30	20	1	0.630			
総材積			1641.900	計		48	6.180			
カラマツ 生立木 低質材				総材積			276.570			
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	総材積 L計			276.570			
16	17	1	0.170							
18	18	2	0.460							
22	20	2	0.780							
24	21	1	0.480							
計		6	1.890	区域標準地面積 (ha)			0.080			
総材積			84.590	区域面積 (ha)			3.580			
総材積 N計			1763.190	総材積計 (m³)			2039.760			

入 札 筆 記		入札枚数 (枚)	
順 位	氏 名	金 額	
3			
2			
1			

売 払 番 号 3 号 物 件 内 訳 書 (3-2)

1 物件所在地				3 面 積				5.09 ha	
耶麻郡猪苗代町大字蚕養字大滝山乙3698番26				4 林 令				約 67 年生	
20林班 ろ小班 (吾妻官行造林)				5 搬出期間				36 ヶ月	
2 伐 採 種 皆伐				6 空間線量				0.14 μ Sv/h	
本物件は、標準地調査法により調査しております。									
標準地内立木調査結果									
スギ 生立木 一般材				カラマツ 生立木 低質材					
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)		
26	22	1	0.580	20	19	1	0.300		
28	23	8	5.520	22	20	1	0.390		
30	24	10	8.200	26	22	1	0.590		
32	25	5	4.900	34	24	1	1.060		
34	26	11	12.430	計		4	2.340		
36	26	6	7.500	総材積				99.260	
38	27	4	5.680	総材積 N計				5149.820	
40	28	5	8.050						
42	29	11	20.020	低質材 L 生立木 低質材					
44	29	3	5.880	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)		
46	30	2	4.400	8	9	1	0.020		
48	31	5	12.250	10	9	1	0.040		
50	31	2	5.220	計		2	0.060		
計		73	100.630	総材積				2.550	
総材積			4268.400	総材積 L計				2.550	
スギ 生立木 低質材									
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)						
26	22	1	0.580						
計		1	0.580						
総材積			24.600						
カラマツ 生立木 一般材									
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)						
26	22	2	1.180						
28	22	1	0.680						
30	23	1	0.820						
32	23	1	0.920						
36	24	1	1.170						
38	25	2	2.680						
40	25	5	7.150						
42	26	2	3.260						
計		15	17.860	区域標準地面積 (ha)		0.120			
総材積			757.560	区域面積 (ha)		5.090			
				総材積計 (m³)		5152.370			

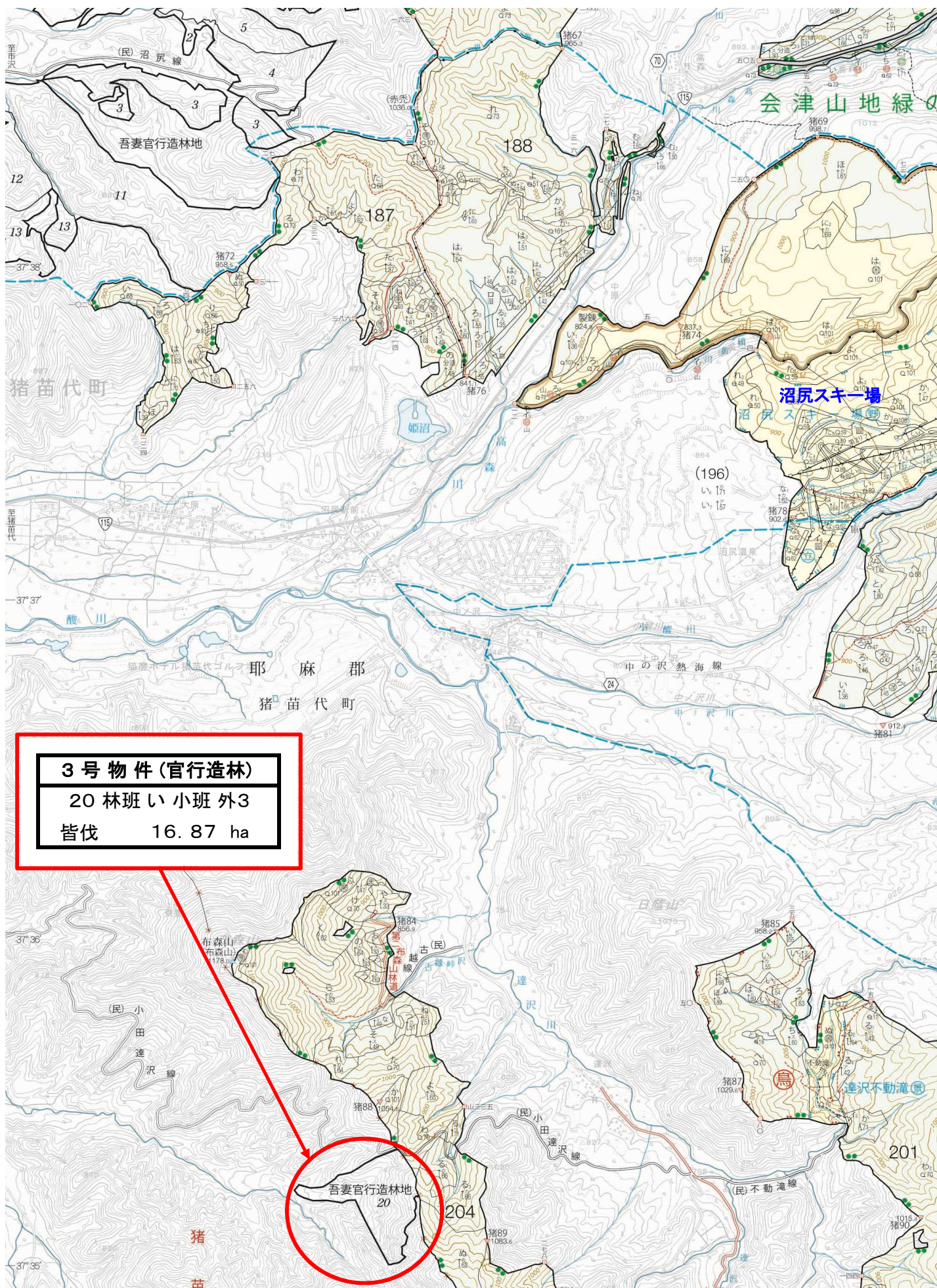
売 払 番 号 3 号 物 件 内 訳 書 (3-3)

1 物件所在地				3 面 積		2.78 ha	
耶麻郡猪苗代町大字蚕養字大滝山乙3698番26				4 林 令		約 66 年生	
20林班 は小班 (吾妻官行造林)				5 搬出期間		36 ヶ月	
2 伐 採 種		皆伐		6 空間線量		0.14 μ Sv/h	
本物件は、標準地調査法により調査しております。							
標準地内立木調査結果							
スギ 生立木 一般材				カラマツ 生立木 低質材			
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)
26	22	4	2.320	20	19	1	0.300
28	23	2	1.380	22	20	1	0.390
30	24	2	1.640	計		2	0.690
32	25	2	1.960	総材積			23.980
34	26	2	2.260	総材積 N計			1387.260
36	26	1	1.250				
40	28	1	1.610	低質材 L 生立木 低質材			
46	30	1	2.200	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)
50	31	1	2.620	8	8	5	0.100
計		16	17.240	10	9	6	0.240
総材積			598.760	12	11	4	0.240
スギ 生立木 低質材				12	12	1	0.060
26	32	4	2.320	14	13	4	0.360
計		4	2.320	14	14	1	0.100
総材積			80.620	16	14	2	0.260
カラマツ 生立木 一般材				16	15	4	0.560
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	20	16	4	0.920
24	21	2	0.960	20	17	1	0.250
28	22	1	0.680	22	16	2	0.560
30	23	1	0.820	22	17	2	0.580
32	23	2	1.840	24	18	1	0.370
34	24	3	3.180	26	18	4	1.720
36	24	1	1.170	28	18	1	0.500
38	25	3	4.020	32	19	2	1.360
40	25	1	1.430	40	20	1	1.100
44	26	1	1.760	44	20	1	1.310
46	26	2	3.820	計		46	10.590
計		17	19.680	総材積			368.040
総材積			683.900	総材積 L計			368.040
				区域標準地面積 (ha)			0.080
				区域面積 (ha)			2.780
				総材積計 (m³)			1755.300

売 払 番 号 3 号 物 件 内 訳 書 (3-4)

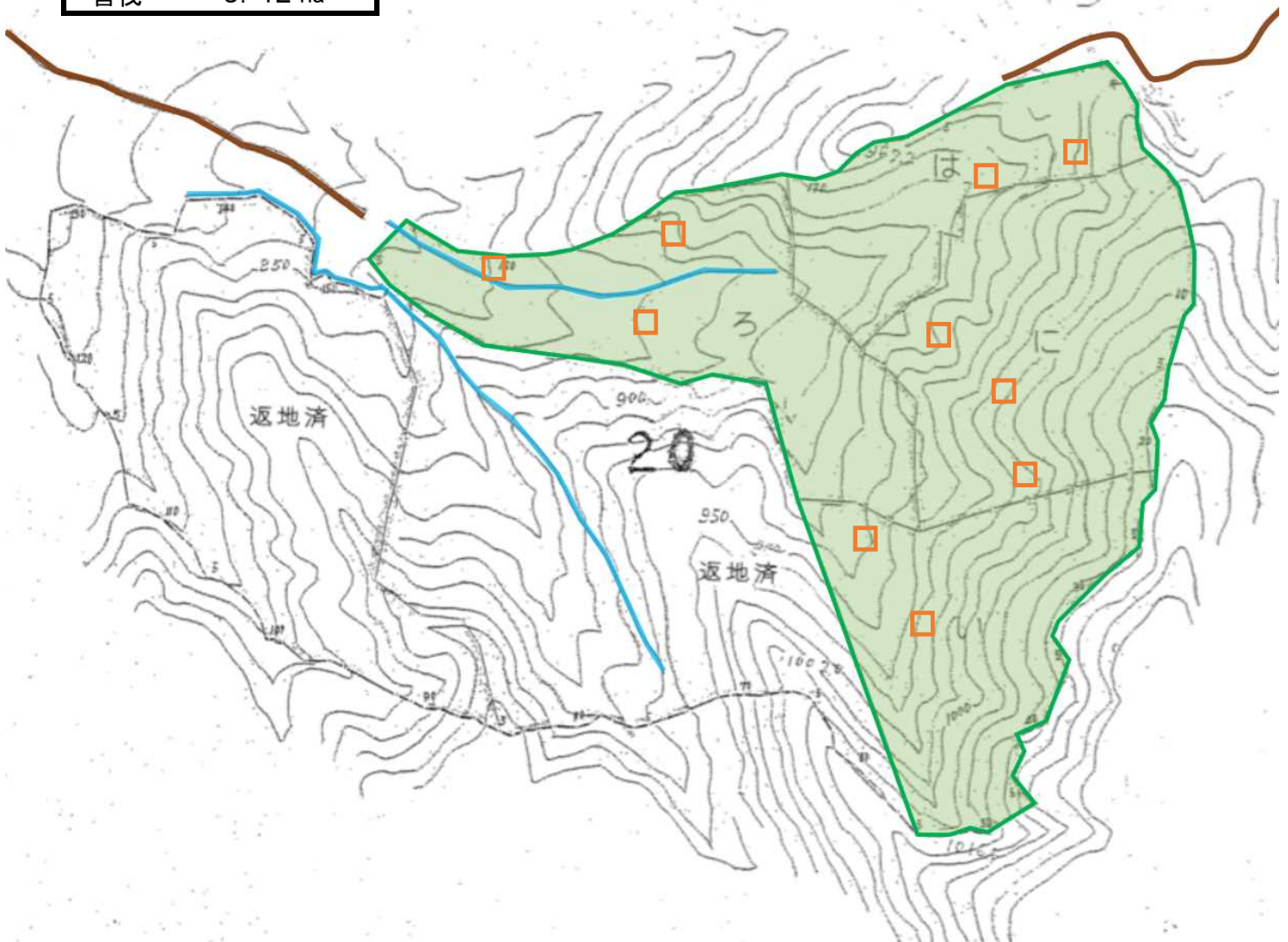
1 物件所在地				3 面 積		5.42 ha	
耶麻郡猪苗代町大字蚕養字大滝山乙3698番26				4 林 令		約 65 年生	
20林班 に小班（吾妻官行造林）				5 搬出期間		36 ヶ月	
2 伐 採 種		皆伐		6 空間線量		0.14 μ Sv/h	
本物件は、標準地調査法により調査しております。							
標 準 地 内 立 木 調 査 結 果							
スギ 生立木 一般材				低質材 L 生立木 低質材			
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)
26	22	2	1.160	6	6	7	0.070
計		2	1.160	8	8	16	0.320
総材積			52.390	10	10	4	0.160
カラマツ 生立木 一般材				12	12	1	0.060
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	14	14	5	0.500
18	18	1	0.230	16	14	4	0.520
20	19	3	0.900	16	15	2	0.280
22	20	1	0.390	18	17	2	0.400
24	21	10	4.800	22	17	1	0.290
26	22	7	4.130	24	17	1	0.350
28	22	5	3.400	24	18	2	0.740
30	23	11	9.020	26	18	2	0.860
32	23	4	3.680	26	19	1	0.450
34	24	4	4.240	28	18	1	0.500
36	24	3	3.510	28	19	2	1.040
38	25	4	5.360	30	19	4	2.400
40	25	1	1.430	32	19	1	0.680
42	26	1	1.630	36	19	1	0.850
計		55	42.720	40	21	1	1.150
総材積			1929.530	計		58	11.620
カラマツ 生立木 低質材				総材積		524.840	
径級 (cm)	樹高	本数(本)	材積 (m³)	総材積 L計		524.840	
16	17	3	0.510				
18	18	1	0.230				
20	19	4	1.200				
22	20	3	1.170				
24	21	4	1.920				
26	22	1	0.590				
計		16	5.620	区域標準地面積 (ha)		0.120	
総材積			253.850	区域面積 (ha)		5.420	
総材積 N計			2235.770	総材積計 (m³)		2760.610	

3号物件 広域図



3号物件 詳細図

3号物件(官行造林)	
20 林班 い 小班	
皆伐	3.58 ha
20 林班 ろ 小班	
皆伐	5.09 ha
20 林班 は 小班	
皆伐	2.78 ha
20 林班 に 小班	
皆伐	5.42 ha



凡例	
販売区域	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	